

**消防用設備等の点検結果報告の  
情報提供に係る協定書**

**平成30年2月16日**

## 消防用設備等の点検結果報告の情報提供に係る協定書

旭川市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部（以下「乙」という。）は、消防法第17条の3の3に定める消防用設備等の点検結果報告（以下「点検報告」という。）に関する情報提供について、次のとおり協定を締結するものとする。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、共同住宅等における消防法令の遵守を徹底することにより、住民生活の安全・安心を確保することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙の本協定における役割は、次の各号に掲げる事項とするものであるが、乙の会員については、合理的な範囲内で努力するものとする。

(1) 甲は、乙の会員からの申出により、次の事項について情報提供するものとする。

- ア 最新点検報告日
- イ 次回の点検報告日
- ウ 点検報告が必要な消防用設備等

(2) 乙は、本協定について、乙の会員に対して周知及び広報するものとする。

(3) 乙の会員は、本協定により甲から提供された情報について、当該会員自らが仲介し、又は管理する物件の所有者等に対して周知するとともに、重要事項説明の項目として最新点検報告日を書面に追加記載することができる。

### （情報提供の手続）

第3条 情報提供の手続は、次の手順により行うものとする。

(1) 乙の会員は、甲が保守する情報のうち、自らが仲介し、又は管理する物件について、所有者等に対して情報提供依頼を告知した上で、甲に対して情報提供依頼を行うものとする。

(2) 乙の会員が情報提供依頼を行う場合は、情報提供依頼書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

(3) 甲は、情報提供書（様式第2号）により、乙の会員に回答するものとする。

### （情報の管理）

第4条 乙の会員は、甲から提供を受けた全ての情報について、本協定の目的達成のため以外に使用しないこととし、情報提供内容は、当該乙の会員内部のみで使用するものとする。

### （協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了するものとする。ただし、甲又は乙から期間満了1月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とするものとする。

(協定の解除)

第6条 甲は乙の会員が第3条第1号及び第4条の規定に反した場合は、本協定を解除するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月16日

甲 旭川市  
旭川市長

西川 将人



乙 旭川市7条通20丁目97番地1

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部

支部長

熊野 博幸

